

2018 年 6 月 28 日

安来市長 近 藤 宏 樹 様

松江市浜乃木 5-10-25

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

共同代表 北 川 泉

島根原発 3 号機の適合性審査申請に関する回答手続きに対する質問と要請

一. 質問事項

中国電力が新規稼働を目指す島根原発 3 号機について、安来市長である貴殿は 6 月 26 日、中国電力に対して「適合性審査に係る事前了解願いについて、申請を了解します」と回答されました。

この回答に関して次の質問をいたします。

1. 今回の回答までに、市民の意思表示は如何なる方法で保障されたのでしょうか。十分保障されているとお考えでしょうか。
2. 今回の回答は、3 号機新設の社会的必要性及び妥当性についての考察・判断を踏まえた回答でしょうか。換言すれば、適合性審査申請は稼働の許可・不許可とは別の問題であり、稼働の諾否については規制委員会の適合性審査結果が出されてから判断すればよい、とお考えでしょうか。
3. 立地自治体は「事前了解権」を持つが周辺自治体は「意見」だけという安全協定上の格差は問題です。この格差の解消を適合性審査申請への回答の前に行ない、周辺自治体が同等の権利を持つ安全協定で対応すべきと考えますが、貴市がそのような提起をされなかったのはなぜでしょうか。

二. 質問な背景と理由

1. 中国電力が国の原子力規制委員会に、新規基準による適正審査を申請する目的は、島根原発 3 号機による新規電力を生産するためです。しかし、福島原発の事故後、企業と一般家庭の省エネルギー化が進み電力余りの時代を迎えています。中国地方では最大電力需要は 2007 年をピークに、2011 年以降、減少し続け、全ての原発が停止しても供給予備率は 10%以上を維持し続けています。今後も電力需要が伸びる予測もありません。

2. 電力生産は、エネルギー資源の質を重視する時代に転換しています。福島原発の事故後、世界では「化石燃料から原発へ」ではなく、「化石燃料と原発から再生可能エネルギーへ」と大きく舵を切り始めています。台湾では「脱原発法」が可決され、中国では2050年目標として再生可能エネルギーの割合を80%にしています。また、アメリカでは、再生可能エネルギーの割合を、ハワイ州で2045年までに100%、バーモント州で2032年までに75%、カリフォルニア州で2030年までに50%とする法案が2015年に成立しています。日本国内では、世界の流れに逆行してCO2削減を口実に原発推進を掲げています。また島根原発3号機については、瀬戸内側の火力発電の老朽化への代替を理由にしていますが、その説得性のある詳細な説明はありません。福島原発事故前の島根原発3号機計画を見直してこそ、福島の教訓を活かす道です。
3. 万が一の事故処理費用を含めれば、原発の発電コストは13.3円/kwhと、火力の9.9円/kwhに比べても高くなっており（大島堅一龍谷大学教授による試算）、安全対策費用等も含めれば、さらに高い発電コストとなることは間違いありません。島根原発3号機の新規稼働の動きを正当化する根拠はありません。
4. 福島第一原発事故においては、立地自治体だけでなく、50km以上離れた飯館村まで避難生活を強いられ、7年が経過した今も、子育て世代は故郷に帰還できていません。さらに被爆地では、196人もの子どもたちの甲状腺がんの発症が見つかっています。この事故後、国は避難計画の策定制度を50km圏まで拡大しました。しかし、放射能被害では「立地」自治体と「周辺」自治体との区別はないにも拘らず、安全協定において原発の新増設等に対する地元了解の権限（同意・不同意の権限）自治体の権限（同意・不同意権）において両地域を区別する正当な根拠はありません。地元の権限（同意・不同意の権限）を同一にすべきです。
5. 原子力規制委員会は「適合性審査に合格しても事故は起こり得る」と説明しており、その際の避難計画も実効性が乏しく、住民の安全を保障するものとはなっていません。福島の事故を鑑みても、周辺自治体の発言は、立地自治体と同等の権限が担保されるべきです。貴市が中国電力に対して立地自治体と同等の安全協定を求めることは当然の権利であり、市民の安全、安心な豊かな暮らしを守ることは、地方自治法に定められた、地方自治体としての基本的責任です。
6. 原発に依存しない安全で豊かな島根、山陰を創ることが、福島の教訓を活かす道です。貴市が住民自治と団体自治を強めてこの目的に寄与されることを期待します。